



鳥取県公報

令和4年4月1日（金）
第9387号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定（2件）（157・158）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の実施（3件）（159～161）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2
	基本測量の終了（162）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の指定（2件）（163・164）（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 3
	土砂災害警戒区域の指定の変更（2件）（165・166）（〃）・・・・・・・・・・ 4
	土砂災害特別警戒区域の指定（167）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（168・169）（〃）・・・・・・・・・・ 5
	指定居宅サービス事業者の指定（170）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・・ 6
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（171）（〃）・・・・・・・・・・ 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（172）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定（173）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（174）（〃）・・・・・・・・・・ 7
	開発行為に関する工事の完了（175）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・・・ 7
◇ 公安告示	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律による指定 を受けた団体の事務所の所在地の変更の届出（7）（生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 8
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 8
	森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 9
	猟銃安全指導委員の委嘱（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 9
	少年指導委員の委嘱（警察本部少年・人身安全対策課）・・・・・・・・・・ 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 10

告 示

鳥取県告示第157号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字上ミ村通186の1、186の2、204、212の9から212の11まで、215の1、字家ノ後口224の1、225の1、225の2、227の1から227の5まで、228の1から228の3まで、229から231まで、232の4、233、234、235の1、字下モ屋敷通271の1、271の2、字沢ヶ谷403の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第158号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町河上字菅ノ原境ヶ谷1240

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第161号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県全域

鳥取県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測、電子基準点現地調査）
- 2 作業地域
 - (1) 成果不整合地域における基準点改測
鳥取市及び八頭郡八頭町
 - (2) 電子基準点現地調査
鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町並びに東伯郡湯梨浜町及び琴浦町
- 3 終了年月日 令和4年2月28日

鳥取県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 3 土砂災害警戒区域の名称
山根谷川支川（Ⅰ－1－3－36－139）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
日野町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
地藏谷川（Ⅱ－1－3－37－74）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
谷田川（Ⅰ－1－3－36－111）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
日南町
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
福寿実12地区（Ⅱ－人工2024）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第166号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
竜王谷川（I-1-3-38-33）、吹山谷川（I-1-3-38-40）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
日南町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
山根谷川支川（I-1-3-36-139）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
谷田川 (I - 1 - 3 - 36 - 111)
- 2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
日南町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (3) 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
福寿実12地区 (II - 人工2024)

鳥取県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
江府町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
全部について指定を解除するもの
竜王谷川 (I - 1 - 3 - 38 - 33)、吹山谷川 (I - 1 - 3 - 38 - 40)

鳥取県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム 境港訪問介護	境港市外江町2225-1	令和4年4月1日	訪問介護

鳥取県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社福山 臨床検査セン ター	アイプラス薬 局四日市店	米子市四日市 町50-2	令和4年3月17日	令和4年2月28日	居宅療養管理 指導

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社福山 臨床検査セン ター	アイプラス薬 局四日市店	米子市四日市 町50-2	令和4年3月17日	令和4年2月28日	介護予防居宅 療養管理指導

鳥取県告示第173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
株式会社ビジュ アルビジョン	埼玉県上尾市 上町一丁目1 -14	けあビジョンホーム 境港訪問介護	境港市外江町2225- 1	居宅介護	令和4年4 月1日

鳥取県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行っ ている事業所の所在地	障害福祉サービスの 種類	廃止年月日
特定非営利活動 法人メルヘン福 社会	西伯郡伯耆町 大殿1092-2	ゆめ工房	西伯郡伯耆町大殿 1092-2	就労継続支援A型	令和4年3 月31日

鳥取県告示第175号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和4年2月10日 鳥取県指令第202100270638号
令和4年3月15日 鳥取県指令第202100310374号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字与次右エ門開
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市和田町3158
吉永 麗那

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第7号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定に基づき、指定団体から住所を変更した旨の届出があったので、同規則第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

名称	変更後の住所	変更年月日
鳥取県自転車軽自動車商協同組合	米子市角盤町三丁目10	令和4年3月1日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月1日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	鳥取市八坂21-1	鳥取市長谷字猿ヶ瀬773-1ほか3筆	建設発生土処理場、土砂採取場及び資材置場の設置	17.8877ヘクタール	16.5713ヘクタール	7.9534ヘクタール	令和4年3月16日から令和10年3月31日まで	令和4年3月16日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社小鴨 代表取締役 管絃 元晴	倉吉市河原532-1	倉吉市国府地内	産業廃棄物最終処分場の設置	8.5468ヘクタール	4.8651ヘクタール	2.8201ヘクタール	令和4年3月23日から令和7年3月22日まで	令和4年3月23日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

令和4年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 猟銃安全指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
北浦 壽廣	鳥取市叶	鳥取警察署の管轄区域内
林田 英雄	鳥取市西今在家	
田中 晋	岩美郡岩美町	
田中由紀雄	八頭郡若桜町	郡家警察署の管轄区域内
山本 清	八頭郡八頭町	
安木 均	鳥取市河原町	智頭警察署の管轄区域内
加藤 修	八頭郡智頭町	
秋田 典昭	鳥取市青谷町	浜村警察署の管轄区域内
林原 一紀	倉吉市福守町	倉吉警察署の管轄区域内
田邊 祐吉	倉吉市古川沢	
門脇 正人	東伯郡琴浦町	琴浦大山警察署の管轄区域内
汐田二千六	西伯郡大山町	
柴垣 信司	米子市大篠津町	米子警察署の管轄区域内
田中 正範	米子市淀江町	
田子 信朗	西伯郡南部町	
門脇安比古	境港市柴町	境港警察署の管轄区域内
松本 晋也	西伯郡伯耆町	黒坂警察署の管轄区域内
白石 賢一	日野郡日野町	

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
鳥取警察署	0857-32-0110

郡家警察署	0858-72-0110
智頭警察署	0858-75-0110
浜村警察署	0857-82-0110
倉吉警察署	0858-26-7110
琴浦大山警察署	0858-49-8110
米子警察署	0859-33-0110
境港警察署	0859-44-0110
黒坂警察署	0859-74-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和4年4月1日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山 根 功	鳥取市今町一丁目	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
高 住 洋 一	鳥取市瓦町	
小 田 淳	倉吉市上井町一丁目	上井地区 (倉吉市のうち上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
米 田 康 行	倉吉市上井	
内 田 幸 治	米子市末広町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
關 透	米子市皆生五丁目	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
木 村 一 也	境港市小篠津町	境港市街地区 (境港市のうち元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
寺 本 勤	境港市外江町	

2 少年指導委員の任期

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1

項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター12月点検等整備委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期限

令和4年9月30日（金）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の航空部品及び修理であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課管財係

電話 0857-23-0110（代）

電子メール k_kaikeikanzaikakari@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で、令和4年4月1日（金）から同月12日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(3) 入札説明会の有無

無

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年5月11日（水）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日（火）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。なお、封筒には必ず件名及び入札者名を記載すること。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に令和4年4月19日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing of 12th inspection and maintenance of Tottori Prefectural Police Helicopter, 1 Set
- (2) Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 19 April, 2022
- (3) Time-limit for the submission of tenders: 1:30 PM, 11 May, 2022 (Time-limit for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 10 May, 2022)
- (4) Contact Point for the notice: Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110